

第77回国民体育大会日光市競技会識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に従事する競技役員等（以下「競技会従事者」という。）の識別用品整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 識別用品

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及びスタッフジャンパー又は防寒ジャンパー）
- (3) その他競技会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、既に各競技団体において競技会従事者のユニフォーム等を整備している場合は、配布対象者とししない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) その他（選手、監督、視察員等）

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、競技会従事者の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、実行委員会が整備する識別用品を着用することを原則とする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。